

## 平成30年度以降の岡山市発注工事における社会保険等未加入対策について

平成30年3月30日

平成29年12月21日付け「平成30年度入札契約制度の改正について 第1 社会保険等未加入対策」でご案内しているとおり、平成30年4月1日以降に公告等を行う本市発注の建設工事のうち、下請負契約を締結するすべての工事について、元請業者が社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。）未加入業者を下請負人とすることを原則禁止します。

本対策に係る詳細については、「平成30年度以降の岡山市発注工事における社会保険等未加入対策について」をご確認ください。

この内容についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局契約課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1736
	E-mail:keiyaku@city.okayama.lg.jp